



景観条例制定に向けた展望について 6月芽室町定例議会『菊池』の一般質問

本町における景観行政の取組みは、第3期総合計画(1996-2010)では、主要施策を「関係する計画と調整を図りながら、景観形成計画を策定し、美しい景観のまちづくりの目標・指針・基準(ガイドライン)などを定めるとともに景観条例を策定します。」とし、第4期計画(2008-2017)では、施策の方針を「美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効利用を進めます。」としてクリーンエネルギーとの関係性を付加し、現行の第5期計画は、この意思を基本的に引き継ぐ施策となっております。これまでの間、町では、都市計画マスタープランの策定や運用にあたり、域学連携や住民組織による調査研究を実践するなど、「景観行政団体」への移行や「景観条例」の必要性についても、様々な検討を重ねてきたと捉えています。このたび、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に向けて、本町においても、よりいっそう自然景観を保持するための取組みを強化すべきと考えることから、次の3点について町長の見解を伺います。

質問①本町における「景観行政」に係る取組みについて、これまでの成果と課題について

町長の答弁：町のこれまでの景観に関する取組みは、ご質問にあるように総合計画の政策、施策に位置づけて、進めてきたところであります。特に条例制定や景観行政団体指定に関連した動きとしては、平成24年度の芽室町都市計画マスタープランの見直しの中で、『景観』をまちづくりのキーワードとして捉え、その後、景観行政団体への移行について検討を進め、平成28年度には、その議論を深めたところであります。しかし、この年の台風10号等による浸水被害が甚大であり、災害復旧を優先させることとし、検討・協議を先送りした経緯があります。その後、平成30年度の都市計画マスタープラン見直しの際に改めて検討しましたが、景観の保全と制限に関する課題が明確化することができず、理念的な条例制定についても早急に対応しなければならない課題がないことから、時期尚早と判断し、現在に至っております。以上のことから、これまでの景観に関する条例制定や計画策定といった意味での成果にはつながっていない状況であります。なお、毎年無作為に抽出した2,000人の方に住民意識調査を実施しておりますが、景観に関する過去3年平均の「あなたは芽室町の景観に満足していますか？」の問いに対し、87.8%の方が「満足」または「どちらかという満足」と回答しており、現状において大きな課題は認識しておりません。

質問②近年道内における外資の土地買収の加速や、山林・原野等の土地所有者の維持管理・継承における課題、それらに付随した自治体が意図しない民間企業による乱開発等、景観維持におけるあらゆる課題が散見されておりますが、本町における現状、課題、今後の展望について

町長の答弁：全国的には景観等を乱す開発などの好ましくない状況が散見され、それぞれの自治体に対応に苦慮しているものと認識しております。しかし、本町においては、現在のところ、そういった状況にはなく、課題として捉えていないこと、また、北海道が景観行政団体となっており、道内全域において、景観や眺望を阻害する行為に対し、届出、勧告・変更命令等の開発の制限が可能であり、現状としては、その対応に委ねる考えであります。

質問③本町における自然環境との共生と次世代への継承に関する取組みとして、将来ビジョンについて

町長の答弁：昨年度からスタートしている第5期総合計画後期実施計画では、「自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全」を政策とし「環境保全と再生エネルギーの推進」を施策と位置づけ、特に景観については、自然景観の保全と活用を主な施策として掲げております。ご質問の前段で国立公園化のお話しもありましたが、私は、区域内の自然を保護することと、景観資源など大切にしながら、その資源を活かし、地域振興に結び付けるという、ふたつの視点は非常に重要であると考えております。景観をキーワードとしたまちづくりの手法の一つとして、特に地域資源としての自然環境と景観の保全を目的とした、景観条例の制定や景観行政団体への移行については、3月の一般質問でもご答弁申し上げたとおり、引き続き研究、検討していく考えであります。

今回の一般質問では、本町における景観条例制定に向けた取組みについて、現状浮き彫りになっている本町の景観における課題も交えて今後の展望を質問しました。本町における景観行政においては今までの取組みの経緯と具板的な成果を確認することができ、さらに景観における住民意識が非常に高いものであることを確認できました。一方で課題が明確化されていない実態を踏まえ、景観に満足していない住民の意見等を調査するなど課題の明確化を行いより高い精度の成果を出せるように提案させていただきました。また現時点で確認できている民間企業の土地買収と利用の実態を認識いただき、まずは本町としても実態把握に努めていただけるようにお話をさせていただき、最終的に本町における景観の取組みにおいては、規制までは行かなくとも理念に関する条例は今後必要ではないのかと進言させていただきました。





芽室町令和6年度一般会計補正予算(第2号)

6月の定例会議では、一般会計補正予算の中に、秋からのコロナワクチン定期摂取のついでに予算が組まれており、今回から新たに導入される事項等を含め質疑させていただきました。

○新型コロナウイルス対策ワクチン接種事業

1 回目の質疑：秋からの定期接種についての補正の認識です。秋からの定期接種におきましては使用するワクチンは市町村で選定できるとのことでした。実際は各医療機関が注文して町へ申請するというので、各医療機関の判断でワクチンの選定を行われると思いますが、本町としては使用するワクチンに関しては各医療機関にお任せするのでしょうか？町として使用するワクチン選定を行うのかどうかを伺います。

新型コロナワクチンの今年度からの定期摂取に関しては、町で使用するワクチンの指定をすることは考えておりません。各医療機関のそれぞれの判断で選定いただく形で考えております。

2 回目の質疑：本町では使用するワクチンの選定を行わないことわかりました。そこでですが、秋からの定期接種に関しましては一部メーカーでブリコンワクチンの導入が予想されます。この新しいワクチンに関しては安全性に関して不確かな部分もあり対象者からの不安の声も聞いておりますので、取り組む際は早い段階で各医療機関と町で調整して使用するワクチンの情報を教えていただくことが必要と思っておりますが見解を伺います。

秋開始摂取は決まっているが、国の方でもまだ具体的なワクチンの指定は明確になっていない。各医療機関とはこれからも手続きの流れや実施の流れなど連携をとって進めていきたいと考えておりますので、随時新しい情報取れ次第医療機関と連携していきたいと思っております。

第213回通常国会が終了しました。

令和6年6月23日、第213回通常国会が閉会しました。参政党は国政政党として2回目の通常国会を迎えた今会期では、新たな試みを行うなど、さらに充実した活動を行いました。これまで同様、すべての法案についてボードで検討し、賛否を決定しました。今国会で審議・採決されたのは、予算含め、法案等83本、条約11本でした。このうち、脱炭素政策や移民につながる政策など、党の理念に照らして日本の国益にかなわないと判断した法案について反対しました。

財政金融委員会質問 (参議院議員:神谷宗幣)

神谷代表が所属する財政金融委員会では、所得税法、関税定率法及び金融商品取引法等改正法、事業性融資推進法などの審議があり、合計17回(3時間59分)の委員会質問を行いました。特に、「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律改正案」については、以下の点から反対討論を行いました。

- ・ 国連の一機関であるIMFの日本に対する助言には、消費税引上げや金融政策の変更、社会改革などが含まれており、我が国の経済政策に関する内政干渉と捉えられること
- ・ これらの助言が日本経済の活性化に寄与しているとは考えにくいこと
- ・ 拠出金の追加支出は国益に沿わないこと



質問主意書は、合計32本、提出しました

今回も全国の支部から、党員の意見集約を行い、支部からの意見をもとに、地方自治法改正による国の地方行政への介入強化、政治参加の門戸を広げるための選挙供託金制度、「移民政策」と外国人労働者、帰化要件の見直し、日本語教育に関して質問を行いました。また、その他にも、議員団と連携し、地方自治体職員の間で東京入管の労働実態について取り上げました。選挙不正調査については、代表自ら、選挙システムを運用している株式会社ムサシを視察し、実態を伺いました。支部から頂くテーマは多岐にわたっており、すべてを質問主意書で取り上げることはできませんでしたが、いただいた意見を基に様々な場面で活動できるよう努めてまいります。



参政党に党員として参加希望のかたは、参政党ホームページより参加できます。右記QRコードをチェック！

